

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）又は平成19年改正前の法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「個別留保所得金額1」	別表四の二付表「46 の②」の金額を記載します。 なお、令第9条の2第1項第2号の2（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、この金額を上段に内書として記載します。	この場合には、「13」の欄の記載に当たっては、この内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「連結法人間配当等の当期支払額2」	その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じ。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額（令第155条の23第1項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額をいいます。以下同じ。）を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額3」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）5」	法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額6」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「個別リース特別控除取戻税額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	の外書－「個別控除税額 11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額 13」により計算した金額がマイナス（△）になる場合のその金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額 7」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額 4」＋「個別リース特別控除取戻税額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「連結法人税個別帰属額計 10」の外書－「個別控除税額 11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額 13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額を記載します。	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 9」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。	
「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額 10」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がマイナス（△）である場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。	
「(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-(別表六の二(四)付表「9」+「16」)-別表六の二(五)「15」-別表六の二(六)「22」-別表六の二(七)「22」-別表六の二(八)「16」-別表六の二(九)「23」-別表六の二(十)「26」-別表六(十一)「22」-別表六の二(十三)「17」11」	連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 2 項《中小連結法人の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人に該当する場合において、同条第 1 項の規定の適用を受けるときには、この欄の算式中「別表六の二(十三)「17」」とあるのは「別表六の二(十二)「17」」と読み替えて計算した金額を記載します。	
「期首連結個別利益積	(1) 平成 18 年 5 月 1 日以前に開始した連結事業年度	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
立金額16」	にあつては「又は（（別表五の二（一）付表一「25の①）」－(4)）」を消します。 (2) 平成18年5月1日後に開始する連結事業年度にあつては「（別表五の二（一）付表一「25の①）」又は」を消します。	
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額17」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額18」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額又は連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額20」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額19」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額15」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「15」の金額が25,000,000円、「19」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「20」に記載します。
「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額32」	平成18年改正前の措置法第68条の105第1項《株式移転に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。	
「前期末の総資産の額40」	前期の確定した決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（次の(1)から(5)までに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、(6)に掲げる金額がある場合にはこれを加算します。）を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合の同条第1項に規定する再評価差額に相当する金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(4) その他有価証券(売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じ。)に係る評価益等相当額 (5) 当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。)の額に相当する金額 (6) その他有価証券に係る評価損等相当額	
「前期末の自己資本の額41」	前連結事業年度終了の時における連結個別資本金等の額(前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、資本金等の額)及び連結個別利益積立金額(前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、利益積立金額)の合計額を記載します。 なお、その連結法人の同族株主等に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。)の額がある場合には、その金額を加算します。	
「基準個別留保金額46」	「(13)－((23)、(39)、(45)又は0)」は、次の場合に 応じそれぞれ次により記載します。 (1) 別表三の二の「15」、「16」、「29」又は「32」に記載した金額のうち、「15」の金額が最も多い場合 (13)－((23)、(39)、(45)又は0) (2) 別表三の二の「15」、「16」、「29」又は「32」に記載した金額のうち、「16」の金額が最も多い場合 (13)－((23)、(39)、(45)又は0) (3) 別表三の二の「15」、「16」、「29」又は「32」に記載した金額のうち、「29」の金額が最も多い場合 (13)－((23)、(39)、(45)又は0) (4) 別表三の二の「15」、「16」、「29」又は「32」に記載した金額のうち、「32」の金額が最も多い場合 (13)－((23)、(39)、(45)又は0)	
「連結個別留保税額の計算」の「47」及び「48」	「$\frac{\quad}{12}$」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の43